

1 はじめに

(1) 2015 年度自己点検・評価（「2014 年度報告書」の作成） 基本方針

明治大学「内部質保証の方針」、さらに学則第1条第2項、大学院学則第2条第2項、法科大学院学則第3条、専門職大学院学則第3条の規定に基づき、2014年12月2日開催の自己点検・評価全学委員会において「2015年度自己点検・評価（『2014年度報告書』の作成）基本方針」（以下、「基本方針」）を定め、2015年度の自己点検・評価を実施した。

基本方針においては、本学の自己点検・評価の目的を以下のように定め、改善・改革の加速を第一義とし、実効性ある内部質保証システムの構築を意識したところに特色がある。

自己点検・評価の目的は、教育・研究の水準と質の維持・向上を図るため、第1に自らの活動を振り返ることで改善・改革の手がかりを見出し、その結果を年度計画や予算策定に役立てることにあり、第2に社会に本学の現状や今後の方針を公表することによって、外部から評価を受け、社会的な支持を得ることにあります。

「2014年度自己点検・評価報告書」の評価対象期間は、2014年4月1日から2015年5月31日までの14ヵ月間であり、学生数等の基準日は、2015年5月1日現在である。ただし、年度単位で集計するデータについては、2014年度の実績とする。

自己点検・評価の対象となる範囲、基準、評価項目等は、7年ごとの大学評価申請に対応することも含め、公益財団法人大学基準協会の設定する大学基準及び点検・評価項目を基準とした。

自己点検・評価の方法は、大学基準協会の設定する点検・評価項目に沿って、「2015年度『教育・研究に関する年度計画書』」において自ら設定した「目的・目標」と2014年度の「活動実績」を比較することから、現状を点検・評価し、その結果、明らかになった問題点について「発展計画」を立案する。さらに、この発展計画を次年度の年度計画の策定に活用することで、持続的な改善を図るPDCAサイクルとして機能させている。

なお、自己点検・評価の対象には、外部評価の結果、改善方策の実施状況も対象としている。すなわち、①2007年及び2014年度の大学基準協会による大学評価（機関別認証評価）において指摘を受けた事項並びに2011年度の改善報告書検討結果において指摘を受けた事項、②学長による改善方針、③評価委員会による指摘事項（評価委員会評価結果）、④前年度自己点検・評価報告書の全学委員会委員によるコメントの4点である。

また、完成年度を迎えていない学部・研究科及び教育プログラム等の取組みについても点検・評価を行うものとする。

(2) 認証評価の受審及び評価結果

本学は1991年の大学設置基準の改正を受けて、1992年には「教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価する」ことを学則に規定する等、いち早く自己点検・評価に取り組み、1997年度には同協会による相互評価認定の結果も得てきた。また、学校教育法第109条に定める認証評価機関による評価として、2007年度に引き続き、2014年度に大学基準協会へ2回目の申請を行い、評価の結果「大学基準に適合している」と認定された。2014年の認証評価では5項目について努力課題を受け、また教育の質を保证する上での大学全体としての取組みに対する指摘もあった。

この評価を真摯に受け止め、努力課題が付された事項及び指摘事項の改善・改革を着実に進展させる方策として、『改善アクションプラン（3ヵ年計画）』制度を構築している。2015年11月24日開催の自己点検・評価全学委員会で「第3期改善アクションプラン」を策定し、前述した指摘事項を計画に沿って改善することにより、2017年7月までに大学基準協会へ「改善報告書」を提出するものとして、改善に取り組み始めたところである。

また、専門分野別認証評価について、2014年度認証評価に会計専門職研究科が大学基準協会に申請し、2015年3月に適合の判定を受けた。



大学基準協会認定マーク

(3) 2015年度自己点検・評価における教育の内部質保証を確保するための特色ある取り組み

① 自己点検・評価の実務担当組織の規定化

2014年度は自己点検・評価の企画・運営、報告書の編集等を行う「編集小委員会（委員長：学長室専門員）」と、全学的な点検・評価（原案）の作成を行い、全学報告書の編集を行う「大学評価ワーキンググループ（座長：副学長兼教務部長）」を設置していた。しかし、この2つの組織は、校規に規定された組織ではなかったため、2015年3月4日の全学委員会において、全学の評価を行う「全学評価部会」と、評価の企画、報告書の編集実務を担う「企画編集部会」に名称を変更するとともに、その役割を設置内規に規定した。このことにより、2015年度は役割分担が明確となり、体系化された組織・スケジュールのもとで、点検・評価を執り行うことが可能となった。

② 内部質保証に関する実務説明会の開催

自己点検・評価の基本となる内部質保証システムについての本学における取り組み（PDCAサイクル）の理解や、自己点検・評価における検証方法、評価技術の向上を目的とした説明会を以下のとおり開催した。

◇ 2015 年度内部質保証に関わる各種説明会・研修会の実施状況

No.	名 称	日 程	参加対象・参加者数
1	自己点検・評価実務担当者説明会（すべての関係者対象）	3月24日 13:00-16:00	副学長等大学執行部， 学部・大学院 執行部教員， 全事務管理職・担当者 ◎160名

③ 自己点検・評価ニューズレター「じこてん」の発行

2015年度において、自己点検・評価ニューズレター「じこてん」を1号発行し、学内に配布した他、点検・評価に関する説明会や委員会の補助資料として活用すると同時に、大学ホームページを通じて社会に公表している。

第12号（6月30日発行）の記事内容は「認証評価結果から見直し・改善へ」をテーマにして、評価結果の概要や評価者の視点をまとめ、また、改善アクションプランの使い方・作り方を紹介した。

④ 「教育・研究に関する年度計画書」における各基準の方針・目的の明文化

2016年度「年度計画書」の策定にあたり、主に学部・研究科ではあるが、各基準に基づいた年度計画の冒頭に「人材養成その他の教育研究上の目的」をはじめとした、各種方針・目的を明示し、この方針・目的を達成するための計画という意識づけを図ることができた。

(4) 2013 年度「評価委員会による評価結果（大学への提言）」に対する進捗状況

明治大学自己点検・評価規程第17条に基づき、2013年度評価委員会の評価結果（2015年3月作成）として、改善を指摘された事項は、次の7点である。

- ① 戦略的海外拠点と国際ネットワークの形成
- ② 教員の主体的な取組みによる教育改革の推進
- ③ 大学院における学生受入れ及び進路支援施策
- ④ 多様な学生に対応した教育研究等環境の整備
- ⑤ 社会的な評価への対応
- ⑥ 第1期中期計画「財務戦略」の着実な実行
- ⑦ 将来計画の明確化と着実な実行

① 戦略的海外拠点と国際ネットワークの形成

「国際大学との教学連携」について、2014年度に大学院・法科大学院・専門職大学院各研究科と国際大学との連携に関する懇談会を開き、検討を行った。これを踏まえ、2015年度に教員人材交流に関する協定の覚書を締結し、2016年度から相互に

1名ずつ授業科目を担当することを決定した。相互の大学の教員交流を契機に、今後はプログラムレベルの連携を検討していく。

また、「明治大学アセアンセンター」については、大学の世界展開力強化事業の活動の一つとして、2013年度からSEND（「Student Exchange-Nippon Discovery」）プログラムを実施しており、その事前学習をアセアンセンターにおいて実施している。2015年度は8月に実施された政治経済学部のシーナカリンウィロート大学（タイ）短期留学プログラムを実施した。その他にも短期受入留学生の事前学習も行っている。しかし、現地日系企業との連携強化などの新たな展開には至っていない。アセアン委員会において、各種プロジェクトの推進、検討を行い、機能的に海外拠点を展開していくことが課題である。

② 教員の主体的な取組みによる教育改革の推進

評価結果を受けて、大学が特に取り組んできたことは以下の3点である。

ア. 教育の質的転換の推進

「総合的教育改革」の一環として、2017年度から新しい学年暦及び授業時間割を採用し、現状の1コマ90分・半期15週から、1コマ100分・半期14週に変更し、100分の授業内容について50分のモジュール単位で講義や実習等に切り替えて行う。このことにより、各学部等は、人材養成の目的及び学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に基づき、アクティブラーニングの活用等による教育効果の向上やグローバル化に対応した留学の促進等を考慮の上、新しい教育方法の開発・導入を検討しているところである。また、2021年度を目途に、授業科目数の削減及び科目ナンバリング制度を柱としたカリキュラムの抜本的な改革を実施することを2015年10月14日開催の学部長会において決定した。このことにより、授業科目数の削減については、学部全体の科目数を現状の2割程度減を目途に各学部のカリキュラムの適正規模を算出し、2016年度に削減の具体的な数値目標を示すこと、また、科目ナンバリング制度については、本学が開講する全ての授業科目を「学問分野」「履修の段階」等で分類し、各々に科目ナンバーを付番し、2017年度から運用を開始することとした。このような教育の実質化を図り、カリキュラムを「量的な充実」から「質的な充実」へと転換していく。

イ. 授業改善につなげるためのFD研修等の実施・運営

第3期改善アクションプランとして、①シラバスにおける「履修上の注意・準備学習の内容」の充実及びシラバスを検証・改善するための責任体制の整備、②授業改善のためのアンケート結果の利活用及び実施率の向上、③各学部・研究科において毎年度FD研修会を実施し、教育開発・支援センターに報告・共有する体制を整えること、の3点を2015年度に定め、3ヵ年で自ら立てた改善計画を達成できるように推進していく。さらに、同アクションプランには、「専任教員データベース」における「教育に関する事項」を記入し、教育活動を活発化することも定めており、

各学部・研究科における諸活動を全学的に把握、公表していく仕組みを構築していく予定である。

ウ．教員の教育・研究業績を評価する仕組みの確立

教員の教育・研究業績に関して、教員データベースの2014年度新システム移行に伴い、研究業績については、全教員の約9割の入力を達成し、分析・評価する仕組みを整備した。また、研究・知財戦略機構が公募する学内研究の支援事業において研究業績を加味することとした。さらに、特任教員の成果報告書や上記公募事業の採択者に義務化されている成果報告書の書式等で教員データベースとの連動を図り、これらを研究・知財戦略機構会議及び研究企画推進本部会議において年次評価を行っている。一方で、教育業績については、第3期改善アクションプランNo.202において、推進していくことを決定しており、学長室のもとで指針を掲げることとなっている。なお、全学的な指標を含めた評価の方法は検討しきれていない。

また、評価結果で挙げられた「『連合駿台会』学術賞・学術奨励賞」の表彰制度については、学術奨励賞の対象を広げ、本大学の学術の一層の振興を図るため、「連合駿台会学術賞・連合駿台会学術奨励賞要綱」の一部改正を2015年度に行い、これに基づき募集を実施した結果、応募件数が9件（昨年度5件）とほぼ倍増した。

③ 大学院における学生受入れ及び進路支援施策

近年、大学院では研究者の養成に加え、社会のニーズが高い社会人教育にも力を注いでおり、政治経済学研究科、経営学研究科における社会人向けコースの開講に加え、法学研究科でも2014年度から「高度職業人養成型コース」を設定した。また、経営学研究科では、経営学部の卒業生全員（年齢制限なし）を対象とした「卒業生特別入試」を2015年度から開始している。大学院教育の国際化として、5研究科が各研究科の特色を反映した多様な地域の大学（5カ国6大学）と協定を締結した。また、優れた教育・研究業績を有する外国人学識者を招聘する「大学院外国人学識者招聘事業」を3件（文研・農研・経営研）行い、大学院の教育・研究活動の発展に寄与している。さらに、大学院学生向けのキャリアサポートプログラムとして、民間企業等で必須となるプレゼンテーションスキルの修得を目指した講習会「プレゼンテーションセミナー」を各キャンパスで実施しており、2016年度からは社会（研究職・一般企業問わず）の第一線で活躍する大学院修了者をゲストスピーカーとして招くオムニバス形式の講義を開講する予定である。

④ 多様な学生に対応した教育研究等環境の整備

日本人学生や留学生の交流機会を増やす機会として、今後の国際混住寮運営ノウハウを蓄積することも踏まえ、狛江インターナショナルハウスにおいて、レジデントアシスタントを採用し、入寮する外国人留学生の生活サポート及びアドバイス業務等に従事してもらっている。2015年度については合計4名を採用し、運営及び交流活動の補助を行っている。

一方で、「女性研究者研究活動支援事業推進本部」により、2015年度は推進本部実施のイベント時に学内臨時託児所の開設、女性研究者がライフイベントと研究の両立ができるようサイエンス・サポーター制度の実施、研究者を志す学生向けに「ロールモデル集」を発行した。また、教育・研究活動支援を推進するにあたって、各種ヒアリング（全教職員を対象としたアンケート、理系3学部長と男女共同参画推進センター長との懇談会、全教職員対象のランチョンセミナー・勉強会、意見交換会）を実施しており、これらヒアリング結果を踏まえて、今後、教育・研究環境整備を行っていく。

⑤ 社会的な評価への対応

これまで学外評価を高めるため、受験情報誌や一般メディアにおいて、本学が評価を受けている現在のランキング評価などを紹介し、ブランドイメージの向上につなげてきた。また、社会に対しての説明責任を果たすため、各種ランキングのもとになる情報開示やアンケートへの回答を積極的に実施している。

国家試験の合格者数は「明治大学広報」や「大学ホームページ」で数値を伝えている。ランキングについての内容の検証、その順位の原因や改善策は、学内での該当部署等が広範囲にまたぐこともあり、今後積極的に実施していく場合は、学内を統轄する外部評価検証チームなどの会議体があることが望まれ、そこでの検討結果を広報課で発信していくべきだと思われる。

⑥ 第1期中期計画「財務戦略」の着実な実行

帰属収入の8%以上の収入超過を目指す「第1期中期計画」を着実に推進していくための施策として、第3期改善アクションプランNo.210に改善計画を策定した。「学校法人明治大学中期計画策定委員会」「財務戦略・施設設備整備計画専門部会」の下にある「財務戦略ワーキンググループ」により、毎年、経過を確認していく。

また、寄付金収入比率を高めるための方策として、2015年7月から新しい「寄付者顕彰制度」を開始した。この制度に基づき、11月初旬に称号授与式を開催し、紫紺賛助員・暁鐘賛助員の方々（10名）と懇談を行った。さらに10月中旬に開催したホームカミングデーにおいて当日寄付を募り、新規寄付者の獲得につながり、一定額の寄付が得られている。

⑦ 将来計画の明確化と着実な実行

第3期改善アクションプランNo.301に『『教学中期計画』を策定し、法人PDCAとの関係を含め体系化し、この中期計画において数値指標による目標管理を組み入れること』を定めた。これを3カ年計画で達成することにより、中期計画に基づいた学長方針、年度計画書の策定にもつながり、全学的な目標に沿って各機関は定量化された目標設定を行うことが可能となる。

また、スーパーグローバル大学創成支援事業「MEIJI 8000」構想調書に定めた全学的な数値目標にもとづき、国際化政策を推進していくこととしており、この目標

1 はじめに

に基づく点検・評価が求められる。

なお、これら数値目標を点検・評価し、各機関における達成状況を確認できるように、自己点検・評価報告書の各機関の様式を変更する検討をしており、様式を改定することにより、PDCAサイクルをより効果的に回すことへつなげていく。

一方で、『評価委員会からの評価結果（大学に対する提言）』を受けた後、理事長及び学長による具体的対応措置が可視化できる仕組みの構築」が指摘されていたが、教学運営としては、「評価結果」の中から改善が必要な課題を学長スタッフ会議における「検討課題一覧」への吸い上げ、次年度の「学長方針」へつなげている一方で、法人運営としては、「第1期中期計画」を策定しており、2015年度末には直近2年間の進捗実績評価を行う。これら評価を踏まえて、2015年度の事業報告書を作成し、2016年度の事業計画にも結び付ける。